

井川町総合戦略の一部改正について

1 推進期間の延長

本町では平成 28 年 2 月に「井川町総合戦略」を策定し、推進期間を平成 27 年度から平成 31（令和元）年度までの 5 年間として取組みを推進してきており、今年度が期間の最終年度となりますが、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針」において、各地方公共団体に対し次期地方版総合戦略の策定を進める必要があると示されたことにより、本来であれば令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の推進期間とする次期総合戦略の策定が必要となります。

一方、本町の最上位計画である「井川町総合振興計画」については、令和 2 年度で 10 年間の計画期間が満了し、令和 3 年度からを計画期間とする次期総合振興計画を策定することとなり、両計画・戦略には 1 年のズレが生じることとなります。

これまで、地方の課題となっている人口減少の克服や地方創生、将来に向けた持続可能なまちづくりに向けては、この「総合振興計画」及び「総合戦略」の双方が極めて重要であり、かつ関連性の高いものと認識しており、各種施策の取組みを効果的、合理的に推進するためには、この 2 つの計画、戦略を同時に策定し、一体的に進行管理することが最も有効であるため、「井川町総合戦略」の推進期間を 1 年延長（改訂）し令和 2 年度までとすることで、「次期総合振興計画」及び「次期総合戦略」を令和 3 年度から同時に開始することとします。

また、基本目標ごとの数値目標、各施策の重要業績評価指標（KPI）についても、1 年間据え置きとしますが、これまで 5 年間の効果検証を行えることで、次期総合戦略の策定時に総合的に見直すことが可能となります。

内閣府からは「地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することもやむを得ない。」「総合振興計画等が地方版総合戦略としての内容を備えている場合には、総合計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能である。」と示されており、総合戦略推進期間の 1 年延長及び総合振興計画と総合戦略の同時策定は問題ないものと判断しております。

2 主要事業等の軽微な見直し

- ① 本町がロケ地となった映画が撮影されたことにより、今後ロケ地を活用した事業の展開が想定されるため、主要事業を追記する。
- ② 子ども医療費無料事業について、令和元年度より対象者を中学生以下から高校生以下まで拡大したことにより、主要事業を修正する。

なお、総合戦略の改訂については、令和 2 年 2 月 26 日に開催した「井川町総合戦略検証委員会」において審議のうえ承認されました。